

令和 8 年 9 月 3 日
環境政策部環境保全課

世田谷区有害鳥獣対策緊急事業の運用見直しについて

1 主旨

アライグマ及びハクビシンによる屋外での被害に関する相談件数が増加していることに加え、本年度に入りハクビシンによる屋外での被害相談が増加していることから、世田谷区有害鳥獣対策緊急事業において、ハクビシンによる屋外での被害も捕獲対象とするよう運用を変更し、令和 8 年 7 月 21 日より周知を行い、令和 8 年 8 月 1 日から新たな運用を開始したことについて報告する。

2 事業の概要

区では、平成 26 年（2014 年）9 月以降、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、世田谷区有害鳥獣対策緊急事業実施要綱により、アライグマ及びハクビシンの捕獲事業を実施している。

見直し前の運用では、原則として、建物内への侵入によって、糞尿等による汚損、足音や鳴き声等の騒音などの被害が発生している場合を優先して捕獲対象としていた。ただし、例外的にアライグマについては、庭の果実や野菜の食害、観賞魚の捕食など、被害が大きいことから、屋外での被害も捕獲対象としていた。

一方、近年、ハクビシンについても同様の屋外における被害の相談件数が増加しており、運用と実態との乖離が生じていたことから、運用見直しの必要性が高まっていた。

3 運用見直しの内容

ハクビシンは、例年、出産時期にあたる 7 月から 9 月にかけて活動が活性化する傾向があり、餌の確保のため行動範囲が広がることから、同時期は被害の相談が特に増加する。従って、活動が活発な期間内に新しい運用を開始できるよう、これまで例外的に実施してきたアライグマの屋外での被害の捕獲に加え、ハクビシンについても屋外での被害の捕獲を対象とする。

（1）見直し前

建物内への侵入及び建物内で被害があった場合を原則として捕獲対象とする。ただし、アライグマについては、屋外での被害が大きいことから、例外的に、屋外における被害も捕獲対象とする。

（2）見直し後

上記に加え、庭や敷地内における果実・野菜等の食害や観賞魚の捕食や糞尿による毀損など、屋外における被害についても捕獲の対象とする。特に、これまで例外的に対応してきたアライグマに加え、ハクビシンについても同様に屋外における被害も捕獲対象とする。

ただし、目撃のみの場合や被害の確認が困難な場合については、引き続き対象外とする。

4 区民への周知

区民に対しては、以下の手法を中心に丁寧に周知を行っている。

- (1) 区ホームページへの掲載 (令和8年7月21日から周知)
- (2) X (旧 Twitter) 及び Facebook による情報発信 (令和8年7月21日に発信)
- (3) 区のおしらせへの掲載 (令和8年9月15日号掲載予定)

5 相談件数及び捕獲頭数

- (1) 近年、相談件数及び捕獲頭数ともに増加傾向にある。

年度 (令和)	相談件数 (件)	捕獲頭数 (頭)		
		ハクビシン	アライグマ	合 計
元年度	3 0 0	2 2	7	2 9
2 年度	3 1 4	3 1	1 9	5 0
3 年度	2 9 6	1 9	1 1	3 0
4 年度	3 3 3	2 0	2 2	4 2
5 年度	3 2 3	2 5	2 4	4 9
6 年度	3 6 5	3 8	3 5	7 3
7 年度	4 0 0	2 0	5 4	7 4
8 年度	1 7 3	1 2	2 4	3 6

※8年度は4～7月の値

- (2) 直近の相談内容

建物内への侵入による被害に加え、庭や敷地内における果実・野菜等の食害や観賞魚の捕食や糞尿による毀損など、屋外での被害に関する相談が多く寄せられている。特に令和8年6月以降、メディア報道の影響もあり、ハクビシンに関する屋外での被害相談が増加している。

- (3) 運用変更後の相談件数及び捕獲頭数

相談件数 (件)	捕獲頭数 (頭)		
	ハクビシン	アライグマ	合 計
3 0	0	8	8

※8月31日時点

- (4) 新運用による依頼件数

8月1日から8月31日までの捕獲事業受付件数は27件であり、そのうち、新しい運用の内容にて受け付けたのは13件であった。具体例としては、ハクビシンによるペットへの加害、敷地内の糞害、庭の果実の食害であった。